

【収入に関する証明書の見本】

(添付する書類はコピーで可。)

見本 A

平成30年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	課税 標準 所得 金額①
所得 控除	雑 損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎	所得控除合計②
所得 控除 後の 所得	所得控除後の所得	所得控除後の所得	所得控除後の所得

課税標準所得金額③
山林所得
分離短期譲渡
分離長期譲渡
株式等の譲渡
上場株式等の配当
先物取引

所得控除後の所得金額④
所得割額⑤
均等割額⑥
特別徴収税額⑧
控除不足額⑨
既充当額⑩
既納付額⑪
変更前税額⑫
増減額(⑧-⑫)
変更月

納付額
平成 年 月 日
6月分
7月分
8月分
9月分
10月分
11月分
12月分
1月分
2月分
3月分
4月分
5月分

大阪市長 印

問合せ先：大阪市 ○○○○ 市税事務所 個人市民税担当 電話 (06)○○○○-○○○○

「市町村民税所得割額」

住 所

「道府県民税所得割額」

第321条(6)の規定によって通知します。
て60日以内に市長に対して異議申立てを
と決定の送達を受けた日の翌日から起算し
て60日以内です。
なお、処分の取消しの請求は、前記の異議申立てに対する決定を踏まえて行われなければならないこととされています。
申立てがあった日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急
の必要があるとき、③その他決定をしないことにつき正当な理由があるときは、決定をしないでも処分の取消しの請求を提起することができます。

平成 年 月 日
大阪市長 印

問合せ先：大阪市 ○○○○ 市税事務所 個人市民税担当 電話 (06)○○○○-○○○○

別紙 ③

控除対象配偶者欄に「*」「★」「1」「有」が記載されている場合は、配偶者の所得証明は不要です。

見本 B

[大阪市の例] (①、②、③をすべて提出してください。)

平成30年度 市民税・府民税 納税通知書兼税額決定(充当)通知書

課税区 台帳番号 区分

この通知書で納める税額(普通徴収税額)の各納期の納付額及び納期

期別	税額(44)	充当額(46)	差引納付額(44-46)	納期
第1期	円	円	円	平成30年 6月30日
第2期	円	円	円	平成30年 8月31日
第3期	円	円	円	平成30年10月31日
第4期	円	円	円	平成31年 1月31日

上記の普通徴収税額(差引納付額)は、ご指定の金融機関口座から、各納期の日引き落とします。

金融機関名 支店名 口座番号 振替方法

公的年金から差し引く税額(特別徴収税額)の徴収月及び徴収額

徴収月	税額	変更前税額	差引増減額
30年4月	円	円	円
30年5月	円	円	円
30年8月	円	円	円
30年10月	円	円	円
30年12月	円	円	円

上記の特別徴収税額のうち、平成30年10月以降の税額は次の公的年金の支拂

公的年金の支拂
公的年金の種類

平成31年度の税額として公的年金から差し引く税額(仮特別徴収税額)の徴収月及び徴収額

徴収月	税額
31年 4月	円
31年 7月	円
31年 10月	円
31年 12月	円

この通知書で納める税額(普通徴収税額)がある場合は、右に記載の各納付期までに納めてください。
②が年金から差し引く税額(特別徴収税額)がある場合は、右に記載の公的年金の支拂期から納めます。
③特別徴収税額決定(充当)通知書と税額明細書は、あわせて「所得(所得)証明書」として使用できる場合がありますので、大切に保管してください。
④課税(課税)の税額や税額等については基本をご確認ください。また、所得金額、所得控除額及び市民税・府民税などの内訳については2頁目、3頁目の課税明細書をご覧ください。

大阪市 ○○○○ 市税事務所
個人市民税担当
電話 (06)○○○○-○○○○

大阪市長 印

平成30年度 市民税・府民税課税明細書(その1)

課税区 台帳番号 区分

所得金額及び課税標準額及び算出所得割額の内訳

所得区分	所得金額	繰越損失	課税標準額	課税所得金額	市民税	府民税	合計
営業所得	円	円	円	円	円	円	円
雑所得	円	円	円	円	円	円	円
山林所得	円	円	円	円	円	円	円
短期譲渡所得	円	円	円	円	円	円	円
長期譲渡所得	円	円	円	円	円	円	円
株式等の譲渡所得	円	円	円	円	円	円	円
上場株式等の配当所得	円	円	円	円	円	円	円
先物取引所得	円	円	円	円	円	円	円
山林所得	円	円	円	円	円	円	円
雑所得	円	円	円	円	円	円	円
算出所得割額の合計①							

所得控除の内訳

所得控除区分	所得控除額
雑損控除	円
医療費控除	円
社会保険料控除	円
小規模企業共済等掛金控除	円
生命保険料控除	円
地震保険料控除	円
寡妻・寡夫等控除	円
障害者控除	円
配偶者特別控除	円
扶養控除	円
基礎控除	円
合計	円

課税標準額(課税所得金額)

算出所得割額

市民税 府民税

平成30年度 市民税・府民税課税明細書(その2)

課税区 台帳番号 区分

市民税・府民税の内訳

市民税	府民税	合計
算出所得割額の合計①	円	円
調整控除額②	円	円
配当控除額③	円	円
居住用金等特別徴収税額④	円	円
海外所得控除額⑤	円	円
等額割額⑥	円	円
特別徴収税額(1)-(6)	円	円
均等割額⑦	円	円
特別徴収税額(均等割額)	円	円
合計	円	円

合計税額の明細

年税額	金額
①の1から⑦の7まで(特別徴収税額)	円
⑧の1から⑧の2まで(特別徴収税額)	円
⑨の1から⑨の2まで(特別徴収税額)	円
⑩の1から⑩の2まで(特別徴収税額)	円
⑪の1から⑪の2まで(特別徴収税額)	円
⑫の1から⑫の2まで(特別徴収税額)	円
⑬の1から⑬の2まで(特別徴収税額)	円
⑭の1から⑭の2まで(特別徴収税額)	円
⑮の1から⑮の2まで(特別徴収税額)	円
⑯の1から⑯の2まで(特別徴収税額)	円
⑰の1から⑰の2まで(特別徴収税額)	円
⑱の1から⑱の2まで(特別徴収税額)	円
⑲の1から⑲の2まで(特別徴収税額)	円
⑳の1から㉑の2まで(特別徴収税額)	円
㉒の1から㉒の2まで(特別徴収税額)	円
㉓の1から㉓の2まで(特別徴収税額)	円
㉔の1から㉔の2まで(特別徴収税額)	円
㉕の1から㉕の2まで(特別徴収税額)	円
㉖の1から㉖の2まで(特別徴収税額)	円
㉗の1から㉗の2まで(特別徴収税額)	円
㉘の1から㉘の2まで(特別徴収税額)	円
㉙の1から㉙の2まで(特別徴収税額)	円
㉚の1から㉚の2まで(特別徴収税額)	円
㉛の1から㉛の2まで(特別徴収税額)	円
㉜の1から㉜の2まで(特別徴収税額)	円
㉝の1から㉝の2まで(特別徴収税額)	円
㉞の1から㉞の2まで(特別徴収税額)	円
㉟の1から㉟の2まで(特別徴収税額)	円
㊱の1から㊱の2まで(特別徴収税額)	円
㊲の1から㊲の2まで(特別徴収税額)	円
㊳の1から㊳の2まで(特別徴収税額)	円
㊴の1から㊴の2まで(特別徴収税額)	円
㊵の1から㊵の2まで(特別徴収税額)	円
㊶の1から㊶の2まで(特別徴収税額)	円
㊷の1から㊷の2まで(特別徴収税額)	円
㊸の1から㊸の2まで(特別徴収税額)	円
㊹の1から㊹の2まで(特別徴収税額)	円
㊺の1から㊺の2まで(特別徴収税額)	円
㊻の1から㊻の2まで(特別徴収税額)	円
㊼の1から㊼の2まで(特別徴収税額)	円
㊽の1から㊽の2まで(特別徴収税額)	円
㊾の1から㊾の2まで(特別徴収税額)	円
㊿の1から㊿の2まで(特別徴収税額)	円

配当割額・株式等譲渡所得割額(7)に関する明細

金額	
㉖のうち所得割額を控除しなかった額	円
㉗のうち所得割額を控除しなかった額	円
㉘のうち所得割額を控除しなかった額	円
㉙のうち所得割額を控除しなかった額	円
㉚のうち所得割額を控除しなかった額	円
㉛のうち所得割額を控除しなかった額	円
㉜のうち所得割額を控除しなかった額	円
㉝のうち所得割額を控除しなかった額	円
㉞のうち所得割額を控除しなかった額	円
㉟のうち所得割額を控除しなかった額	円
㊱のうち所得割額を控除しなかった額	円
㊲のうち所得割額を控除しなかった額	円
㊳のうち所得割額を控除しなかった額	円
㊴のうち所得割額を控除しなかった額	円
㊵のうち所得割額を控除しなかった額	円
㊶のうち所得割額を控除しなかった額	円
㊷のうち所得割額を控除しなかった額	円
㊸のうち所得割額を控除しなかった額	円
㊹のうち所得割額を控除しなかった額	円
㊺のうち所得割額を控除しなかった額	円
㊻のうち所得割額を控除しなかった額	円
㊼のうち所得割額を控除しなかった額	円
㊽のうち所得割額を控除しなかった額	円
㊾のうち所得割額を控除しなかった額	円
㊿のうち所得割額を控除しなかった額	円

「市町村民税所得割額」 + 「道府県民税所得割額」

業務により大阪市・大阪市と指定
指定された大阪府のみ指定
指定された大阪市のみ指定